

議案第104号

訴えの提起について

次のとおり、更正登記承諾請求の訴えを提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

平成21年9月3日提出

川崎市長 阿部孝夫

1 当事者

原告となるべき者 川崎市

被告となるべき者 \* \* \* \*

\* \* \* \*

\* \* \* \*

2 請求の要旨

本市は、相模川を水源とした津久井分水池から潮見台浄水場へ原水を導くために設置している第2導水ずい道の保全を目的として、昭和42年3月8日、相模原市共和4丁目\*\*\*\*\*の土地に地上権設定登記をした。

昭和42年9月13日、当該土地は、相模原市共和4丁目\*\*\*\*\*と同\*\*として分筆されたが、その際、同\*\*の土地に当該地上権が転写されるべきところ、遺漏が生じた。

このため、本市は、同\*\*の土地の所有者である\*\*\*\*、\*\*\*\*及び\*\*\*\*（以下「被告となるべき者ら」という。）に、当該地上権の更正の

登記に必要な承諾を求めたが、これに応じないため、被告となるべき者らに  
対して更正登記承諾請求の訴えを提起したい。

### 3 本件に関する取扱い

本件の訴訟は、弁護士に委任する。